

嘉手納町例規執務サポートシステム等維持管理業務委託  
プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、「嘉手納町例規執務サポートシステム等維持管理業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

嘉手納町例規執務サポートシステム等維持管理業務委託

(2) 業務内容

別紙「嘉手納町例規執務サポートシステム等維持管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約日から平成34年3月31日まで

※システム移行期間（準備期間）は、できる限り最小限に抑えること。

3. 予算額

委託料の上限は16,140,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。※平成29年4月1日～平成34年3月31日の予算とする。

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

平成29年1月19日（木） 募集開始  
平成29年1月27日（金） 質問の受付締切  
平成29年1月31日（火） 質問に対する回答  
平成29年2月 3日（金） 募集締切及び参加申込書等書類提出締切  
平成29年2月14日（火） 企画提案書等書類提出締切  
平成29年2月22日（水） プレゼンテーション審査

6. 参加資格

仕様書で提示する業務を的確に実施する能力を有し、次に掲げる要件の全てに該当する法人とする。

（選定した業者が、契約締結までの間に次の各号に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、契約の締結を行わない。）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しな

- い者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限において、本町及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
  - (3) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であること）、その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存在しないこと。
  - (6) 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

## 7. 質問の受付及び回答

### (1) 提出方法

「嘉手納町例規執務サポートシステム等維持管理業務委託プロポーザル実施要領」及び「嘉手納町例規執務サポートシステム等維持管理業務委託仕様書」に関し、疑義がある場合は、質問書（様式第4号）を記入し、FAX又は電子メールにて提出することとする。

なお、送信後は必ず電話でその旨伝えるものとする。

※電話又は口頭による質問は受け付けないものとする。

### (2) 期限

平成29年1月27日（金）午後5時まで

### (3) 提出先

嘉手納町役場 総務課 行政係 担当知花

電話 098-956-1111（内線227）

FAX 098-956-9508

E-mail i-chibana@town.okinawa.lg.jp

※件名は「嘉手納町例規執務サポートシステム等維持管理業務委託に係る質問」とすること。

### (4) 回答方法

平成29年1月31日（火）午後5時までにFAX又は電子メールにて回答を行う。

## 8. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を提出することとする。



● 提出書類等一覧表

	書類名	様式・添付書類等	正本	副本	提出期限
①	嘉手納町例規執務サポートシステム等維持管理業務委託参加申込書	様式第1号			2/3 (金)
②	会社概要書 ※以下項目は必ず記入 ・会社名 ・本社（支社、事務所）所在地 ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）	任意様式（A4判）	1部	9部	
③	業務履歴書	様式第2号			
④	業務の実施体制	様式第3号			
⑤	法人登記簿謄本	履歴事項証明書	1部		
⑥	直近年度の国税、県税及び市町村税の納税証明書	滞納がないことを確認できること。	1部		
⑦	企画提案書	・A4判両面印刷 書式は自由とする。 ・必要に応じてA3判の図表等を折り込むことも可能。	1部	9部	2/14 (火)
⑧	事業スケジュール・業務フロー	任意様式（A4判）			
⑨	見積書	・平成29年4月1日～平成30年3月31日までの総経費額の提示及び内訳書の添付	1部		
	※税込表示	・平成29年4月1日～平成34年3月31日までの総経費額の提示及び内訳書の添付	1部		

(2) 提出期限

提出書類等一覧表 ①～⑥ 平成29年2月 3日（金）午後5時まで

提出書類等一覧表 ⑦～⑨ 平成29年2月14日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、各提出期限までに到着したのものに限り受付けるものとする。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒904-0293

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 総務課 行政係 担当 知花

## 9. 企画提案書への記載事項

今回の企画提案は、例規執務サポートシステム等維持管理業務について提案を求めるものである。概ね以下の内容を示すこと。（別紙仕様書を基本とする。）

- (1) 例規検索・起案・審査システム機能
- (2) 法令・判例システム機能
- (3) 法令改廃情報提供について
- (4) システム操作のサポート体制
- (5) 法制執務支援サービス
- (6) その他特徴的な事項

## 10. 審査方法

本要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査し、優先候補者の順位を決定する。

- (1) プレゼンテーション30分以内、質疑・応答15分程度。
- (2) 順番は、提案書等の提出が遅かった事業者から順に行う。
- (3) プレゼンテーションの開催場所・時間等は別途通知する。
- (4) プロポーザル審査委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- (5) プロポーザル審査委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、町との協議が整わなかった場合には、次の順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- (6) 審査評価項目
  - ① 価格
  - ② 業務実績・体制
  - ③ 例規検索等システム
  - ④ 法令・判例システム
  - ⑤ サポート

## 12. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知するものとする。
- (2) 通知時期 平成29年2月24日（金）予定

## 13. 契約の締結について

- (1) プロポーザル審査委員会にて選定した業者と契約を締結するものとする。
- (2) 契約は、嘉手納町契約規則に基づき行うものとする。



#### 14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1社につき1案とする。

#### 15. 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、嘉手納町情報公開条例（平成14年7月2日条例第49号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

#### 16. その他

##### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

##### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急時ややむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を嘉手納町に請求することはできない。

##### (3) 参加辞退の場合

参加申込書、企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、総務課行政係あてに提出するものとする。

##### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ⑤ プレゼンテーション開催時において、正当な理由なく欠席した場合
  - ⑥ 参考見積書の金額が予算額を超過した場合
- (5) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。